

4月から

厚生年金制度が改正されました

平成19年4月から、厚生年金などの年金制度が順次改正されていきます。主な改正内容は次のとおりです。

▷ 70歳以上でお勤めの方は老齢厚生年金の給付調整が行われることがあります

厚生年金が適用される事業所にお勤めで、老齢厚生年金と賃金の合計額が月額48万円を超える70歳以上の方は年金の一部または全額が支給停止になります。※昭和12年4月1日以前に生まれた方は対象外です。

▷ 老齢厚生年金を後から増額して受け取ることができます

65歳から老齢厚生年金を受ける権利がある方が、65歳で受け取らずに66歳以降に受け取る申し出をすることで、後から増額された年金を受け取ることができます。

▷ 子供がいない30歳未満の妻に対する遺族厚生年金は5年間の期限付き給付となります

夫を亡くした時に30歳未満で子供を養育していない妻に対する遺族厚生年金の給付期間は、5年間となります（子を養育しなくなった時に妻が30歳未満の場合には、その時点から5年間）。



▷ 中高齢寡婦加算の対象年齢が変わります

遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算の対象は夫を亡くした時点の妻の年齢が40歳以上となります（これまでは妻の年齢が35歳以上で40歳から支給）。

▷ 遺族厚生年金と老齢厚生年金が支給されている方は遺族厚生年金との差額が支給されます

65歳以上で遺族厚生年金と老齢厚生年金を受ける権利がある場合、老齢厚生年金は全額支給され、遺族厚生年金は老齢厚生年金との差額が支給されます。

▷ 4月1日以降に離婚した場合、婚姻期間の厚生年金を分割することができます

平成19年4月1日以後に離婚した場合、婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、当事者間で合意した割合（最大50%）で分割することができます。

▷ 受給者本人の申し出により、年金の支給を停止することができます

ご自身の申し出により、年金を受け取らないことができます。支給を停止した場合、いつでも年金の受け取りを再開することができます。

◆問い合わせ 宮古社会保険事務所（☎62-1963）へ。

町では、4月1日から中小商業金融対策基金運用規則を改正しました。

今回の改正は町内の中小商業者の支援をさらに充実させるため行われたもので、主な改正内容は▽資金種類を小口資金と中口資金、開業資金に変更▽貸付限度額の増額▽返済期間の延長▽信用保証料の全額を町が補助——となっています。

対象は町内の会社、個人事業者などで、貸し付けを受けるためには金融機関の審査が必要となります。

中小商工業融資制度を改正 町内企業へ支援の充実図る

◆制度の改正内容

【改正前】

資金種類	貸付限度額	返済期間	返済の据え置き
運転資金	750万円	5年以内	上限6カ月
設備資金	1,000万円	10年以内	



【改正後】

資金種類	貸付限度額	使途と返済期間	返済の据え置き
小口資金	1,250万円	運転資金…7年以内 設備資金…10年以内 上記併用…10年以内	上限1年
中口資金	2,000万円		
開業資金	1,000万円		

同制度を利用した資金の融資を希望する方は、取扱金融機関までご相談ください。

▽貸付利率 返済期間3年以内：2・7% 3年以上：2・9%（4月1日現在。このうち1%分を町が補助します。）

▽取扱金融機関 岩手銀行山田支店（☎82-3131）、北日本銀行山田支店（☎82-3138）、宮古信用金庫山田支店（☎82-2455）

◆問い合わせ 役場産業振興課 商工観光担当（☎82-3111 内線234）へどうぞ。